

## 沖縄県による早期の軽石除去作業の実施及び支援を求める決議

小笠原諸島の海底火山噴火により発生した軽石が、令和3年10月頃、沖縄本島周辺で確認された同時期に、羽地漁業協同組合の拠点である名護市仲尾次漁港周辺の港湾区域（共同3号漁業権が設定されている羽地内海）に入り込み、現在も大量の軽石の影響により安定した漁業活動ができない状況となっている。

また、名護市屋我地漁港沖合の養殖いかだ周辺海域にも大量の軽石が漂流していることから、養殖業（本マグロ、琉球スギ、アオサ、モズク等）、小型定置網漁、刺し網漁、外海での一本釣り漁等の活動において、羽地漁業協同組合に所属する大宜味村の漁業関係者も軽石を起因とした被害を受けている。

羽地内海の港湾区域の軽石が除去されなければ安定的な漁業活動が行えないため、下記のとおり港湾管理者（沖縄県）による対応を要望する。

### 記

- 1 沖縄県管理の港湾区域内における軽石の一日でも早い除去完了を要望する。
- 2 汚濁防止膜の徹底した管理運用及び軽石の集積除去を行うよう要望する。
- 3 沖縄県管理の港湾区域から外海に出る漁船の航行ルートとなっているワルミ大橋下水路及び屋我地大橋下水路において、軽石対策の汚濁防止膜が設置されているため、漁船が長期間にわたり外海への漁に出られない状況となっている。そこで、漁業者が操業できるよう配慮を要望する。
- 4 港湾区域内の軽石により、羽地漁業協同組合員が運営しているアオサ養殖場において、発芽したアオサに軽石が付着し、商品として出荷できない状況となっていることから、沖縄県による補償等の対応を要望する。
- 5 本マグロや琉球スギを養殖している名護市済井出沖の大型養殖場周辺海域にも軽石が漂流しているため、養殖業者独自で汚濁防止膜の設置を行っている。そこで、その費用の助成を求める。
- 6 軽石が除去されるまでの間、操業及び経営に影響が出ている漁業者を軽石除去の作業に活用してもらえよう要望する。

以上、決議する。

令和4年6月29日

沖縄県名護市議会

宛先 沖縄県議会議長